

『隣接区域』にかかる住宅防音工事の申請受付が始まります

「成田空港の更なる機能強化」に伴い、新たに騒防法第1種区域となった区域に隣接する区域として、(公財)成田空港周辺地域共生財団による住宅防音工事の助成区域(隣接区域)が左頁図のとおり定められ、10月1日から防音工事の申請受付が始まりました。(左頁図着色部分)

◆助成対象となる住宅

- ・隣接区域内に、令和2年4月1日時点で所在する住宅

◆助成内容

- ①本体工事(住宅の外部開口部)
 - ・5ミリ厚ガラスへの交換
 - ・木製建具のアルミサッシ化
- ②空調工事
 - ・空調機器(冷暖房機・換気扇)の設置

◆受付開始日 10月1日から

◆対象地区(大字)

鳥喰全域、北清水の一部、新井の一部、二又の一部、芝崎の一部、宮川の一部

その他地域の環境対策事業

成田国際空港(株)が助成を行う住宅防音工事の申請を受け付けています

◆助成対象となる住宅

- ・拡大した騒防法第1種区域内に、令和2年4月1日時点で所在する住宅
- ・A滑走路とB滑走路は平成23年4月1日告示により指定された第1種区域内に平成23年4月2日以降に建てられ、令和2年4月1日時点で所在する住宅

※一部対象とならない住宅があります。

◆助成内容

- ・開口部(窓ガラス・サッシ・ドア)を防音性能のあるものに交換
- ・空調機器(冷暖房機・換気扇)の設置

◆受付開始日 4月1日から

◆対象地区(大字)

谷台、木戸台、小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、坂田池、取立、長倉、牛熊、横芝、古川、両国新田、栗山、宝米、市野原、傍示戸、富下、虫生、新井の一部、芝崎の一部、宮川の一部(栗山川の西側)

騒音区域(騒防法第1種区域・隣接区域)以外の地区等を対象に、11月1日から町独自のエアコン設置補助事業を始めます

◆補助対象となる住宅

- ・騒音区域以外の地区に所在し、現に居住している自己または親族所有の住宅
 - ・騒音区域内で令和2年4月2日以降に建築された、現に居住している自己または親族所有の住宅
- ※集合住宅・貸家、成田国際空港(株)や(公財)成田空港周辺地域共生財団の防音工事助成対象住宅は除く。

◆補助対象者

- ・町内在住で住民基本台帳に記載されている方
- ・世帯員全員が町税を完納している方

◆補助内容 エアコン購入・設置費用の一部補助

◆設置台数 1世帯1台 ※ただし、1世帯の人数が4名以上の場合は2台まで

◆補助額 エアコン1台あたり エアコン購入・設置費用×90%(限度額8万円)

※購入先の指定はありません。ただし、領収証等の証拠書類が揃わない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

◆受付開始日 11月2日から

※補助を受けるときは、エアコン購入前に事前申込が必要です。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

住宅の所在地や建築年月日等により、対象となる事業が異なります。詳しくは、企画空港課空港班にお問い合わせください。

☎企画空港課空港班 ☎84-1279